**第１回懇話会における主なご意見**

資料１

|  |
| --- |
| **条例素案の作成にあたって** |

▽現時点で最高レベルの、他の都道府県の研究対象になるような良いものを。

▽他の自治体の目標にされるようなモデルを。

▽先行自治体の条例を参考にしつつ、さらに地域の特性を付け加えるような手法で。

|  |
| --- |
| **国、都道府県、市町村の役割分担について** |

▽条例化にあたっては、国、都道府県、市町村の役割というものをきちんと議論して、早く全国に広まっていくような形にしていただければありがたい。

▽国がもっと被害者支援をやるべき。どうも国としては地方自治体にもっとやって欲しいという感じであって、その間の整理がうまくついていないのだろうと思う。国と都道府県と市町村の役割分担を念頭に置き、府の条例はこういうポジションにあるのだというところを明確にすると、役割分担の整理という点でも貢献できる。

|  |
| --- |
| **府民の理解について** |

▽犯罪被害は誰にでも起きることであり、他人事ではないはず。条例は認知を広げていくことの一つの起点になる。

▽見舞金制度を作っている市町村があるが、全部横並びで、死亡事例30万円、障害事例10万円で、ほとんど例外がない。働き頭が亡くなられたときは経済的支援が必要。この機会に議論して、府民の間に共通理解を広めていくきっかけにできれば良いと思っている。

|  |
| --- |
| **二次的被害について** |

▽誰もが二次被害の加害者になってしまうという現状があり、まずその点についての意識を府民に持っていただく必要がある。

▽例えば、マスコミに被害者の情報や写真を近所の人や同級生などが出したり、ネットで実際とは違うような内容を流すといったようなことを、どう制限することができるか。こうしたことを条例に盛り込めないかといったことについても議論を。

▽マスコミの方は二次的被害に対する共通理解が広がっていると思う。しかし、ネットの方はこれからの課題なので、条例に盛り込めるかどうかは置いておくとしても、少なくとも検討して、それを将来に引き継いでいくということは必要。

|  |
| --- |
| **前文の設置について** |

▽犯罪被害者等基本法には前文がある。府の条例でも大阪の特徴を表した格調高い前文を設ければどうか。

▽支援の仕事は、ファジーな部分と必ず守って行っていく部分などがあることを考えると、前文については、すごくシンプルなものであった方が活動に深みも出るし動きも出るのではないか。

▽前文については、条例素案ができあがってから、その全体のまとめてとして置くかどうかを議論していくという段取りになると思う。

|  |
| --- |
| **被害者支援について** |

▽支援の現状の中から何が一番不足しているのか、又は何が一番重要なのかを考えながら、メリハリのある条例にする必要があるのではないか。

▽アンケート結果では、必要と思った支援と実際に受けた支援に格差があることから、今後重点的に強化していかなければならない支援とは何かということについても、少し議論をしていただけると良いと思う。

▽府では、取組指針に基づく長い実績があるのだから、それを生かした条例に。

▽明石市では、民事裁判における立替支援金制度を設けているが、この制度の一番のメリットは、加害者がどこに住んでいるのかなどを市が追跡できること。府もこういう制度を作り、その必要性を府民に説明すれば得心してもらえるだろうし、納税意識も高くなると思う。視点を変えて、こういう方法論もあるということを一考してもらえれば。

▽示談などで捜査機関に行かない被害者についても、支援から漏れない条例にしてほしい。

|  |
| --- |
| **「あすの会」が担っていた機能の代替について** |

▽解散した「あすの会」がこれまでやってきたものを、誰が担ってくれるかというのが一番の気掛かり。「あすの会」の代わりを、基本法に基づいた基本計画に沿って、全国の都道府県レベル、市町村レベルで実行してもらえれば。

▽「あすの会」が活動されてきたことを府や市町村がどう引き継ぐのかという点の精査が必要。すべてを引き継ぐことは難しいか。

▽府が国に政策提言できるような、そんな条例の工夫をしてもらえたら。

|  |
| --- |
| **民間支援団体について** |

▽犯罪被害者になると、まず公権力を信用する。法的な立場で支援を行うという点を信用する。民間支援団体が先行してやるということであれば、それはダメだというのが被害当事者の声。

▽民間でしかできない支援活動が永続していくためには、財政上の措置について検討していただきたい。

▽民間支援団体への予算のことよりも、被害者のための経済補償をきちんと考えることの方が大事。

▽ボランティア団体が必要なのは疑いのないこと。全国のボランティア団体は、成り立ちや性格、規模や力も違う。ここ20年ぐらい徐々に良くなってきているという段階。今後はもっと位置付けをしっかりしなければいけない。

▽官民連携や市民協働というのが時世だが、守秘義務を課せられている公務員に対する信頼は大きい。しかし、すべてを臨時公務員みたいな形で行うという別の形になってしまっては、民間のノウハウがあってのという話とずれてきてしまうので、連携の仕組みが明確に作られてきている部分がちゃんと継承されていけばいいと思う。

▽財政的な支援に関しては、現に出している以上のお金の話をここでするのはどうなのかなと思う。予算の重点配分については、議会で揉んでいくことではないかと思う。

▽民間団体への支援については、役所の一つの役割として、役所の社会的信用を使って、色々な所をつないでいくことにもっと力を入れて行くことが大事では。

▽民間支援団体に直接の財政援助ができるかについては、難しい問題があると思う。例えば、大阪府ホームページに広告を出す、広報の場を提供するなどの形で後押しができるのではないか。先行条例を見ると、民間支援団体への支援については、「情報提供、助言その他必要な施策」と規定。そういう多様で柔軟な形で、もう少し円滑に民間支援団体の活動が行えるような様々なアイデアを出していけば、間接的にプラスになるのではないか。

|  |
| --- |
| **総合的な支援体制について** |

▽府が中心となって、市町村、府警、民間支援団体と適切な役割分担のもとで、相互に連携・協力し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても、同様に必要な支援を受けられる、どこに行っても結果的には同じ支援を受けられる、そういうオール大阪での被害者支援の総合支援体制を条例によって明確にしていただきたい。

▽信頼できる窓口というのは非常に重要。その窓口というのは身近なところにないと、どこへ行って良いかわからない状態ではなかなか到達しないと思う。

▽相談者は困り事を明確に区分・整理できていない状態ではないか。しっかりと話を聞きながら、実際のサービスや具体的な支援窓口につなげるワンストップ窓口のようなものが身近なところにあることが必要。

▽いろんな機関が連携するときのリーダーシップを執るのは、やはり地方自治体だろうと思うので、それを意識した条例を作ることが大事。

▽大阪は全国に先駆けてSACHICOができた。それを条例にどう反映させるかということも議論していく必要があると思う。

▽性犯罪分野だけでなく、府を中心としたワンストップの犯罪被害者支援センターのような組織を設けられないか。

|  |
| --- |
| **弁護士会との連携について** |

▽府から弁護士会に早期につなぎ、司法サービスを弁護士会で提供する体制を整えることが必要だと思っており、できればそれを条例に明記していただきたい。

|  |
| --- |
| **条例、取組指針等の定期的な点検について** |

▽条例化というのは議会がコミットするということ。施策について、定期的にチェックし、もし問題があれば改善を促すというようなサイクルを回していくということが含まれる。こうした改善サイクルの仕組みを条例に埋め込むことが、大きな意味があるのではないかと思う。

▽国は法律は作るがその後の運用の点検については弱い。府の条例で運用の点検ということを明確に打ち出すと、全国のモデルになるだろう。